

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十六号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二項第七号事務の欄3中「第五十九条第四項」の下に「及び第九項」を加え、同欄5中「第五十九条第七項」を「第五十九条第八項」に改め、同欄中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第五十九条第七項の規定による情報提供の要請

別表第九十二項事務の欄40中「第七項」を「第九項」に改める。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十項事務の欄1中「及び第十二条第一項」を削り、同欄2中「第三条第二項第二号」を「同項第二号」に改め、同欄6を削り、同欄5中「第八条第二項」を「第八条第三項前段」に改め、同欄中5を6とし、同欄4中「及び第十二条第三項」を削り、同欄中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 法第三条第五項の規定による確認

別表第三十項事務の欄7中「法」の下に「第八条第三項後段及び」を加え、同欄中8を9とし、7の次に次のように加える。

8 法第十七条第一項の規定による届出の受理

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二十一項第一号市町村の欄中「川越市」の下に「、越谷市」を加え、同項第二号市町村の欄を次のように改める。

各市町村（前号の市町村の欄に掲げる市町村及びさいたま市を除く。）

別表第二十二項市町村の欄中「八潮市」の下に「、富士見市」を加える。

別表第五十項第二号市町村の欄中「小川町」の下に「、川島町」を加える。

別表第五十一項第一号市町村の欄中「行田市」の下に「、秩父市」を、「吉川市」の下に「、美里町、神川町、上里町」を加え、同項第二号市町村の欄中「加須市」を「秩父市、加須市」に改め、「吉川市」の下に「、美里町、神川町、上

里町」を加える。

別表第九十七項第三号市町村の欄を次のように改める。

各市町村（さいたま市を除く。）

別表第一百一項市町村の欄中「八潮市」の下に「富士見市」を加える。

別表第三百三項市町村の欄中「川口市」の下に「行田市」を加える。

第四条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第四十七項を次のように改める。

47	削除	
----	----	--

第五条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二十七項第一号事務の欄2中「第三十九条の十一」の下に「、第三十九条の二十一第一項後段」を加え、同欄中52を53とし、19から51までを20から52までとし、18の次に次のように加える。

19 法第三十九条の二十三後段の規定による危害予防規程の提出の要求

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条の規定 令和五年三月二十七日

三 第四条の規定 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第十五号）の施行の日

四 第五条の規定 高压ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日

2 この条例（第一条及び第三条の規定に限る。以下同じ。）（前項第一号の規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に

対してされた申請その他の行為とみなす。